

本別町物価高騰対策

物価高騰等臨時特別支援事業のお知らせ

物価高騰の影響により仕入れコストをはじめとした経費の増加に伴い経営悪化の影響を受けている事業所に対し、売上規模に応じた金額を支援いたします

※この事業は本別町から助成を受けて実施いたします

◆補助対象者（以下の要件をすべて満たすもの）

- (1) 裏面の別表1に定める業種
- (2) 令和4年1月1日時点で町内に本店住所を有し、町内で事業を営んでおり、引き続き営業を継続していく意思があるもの
- (3) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に定める中小企業者とする
- (4) 町税及び国民健康保険税の滞納がなく、本別町暴力団排除条例（平成25年条例第3号）第2条第1号、第2号又は第3号に該当しないもの

◆補助金の額

- (1) 補助金の額は売上規模に応じ裏面記載の別表2に該当する額とする
- (2) 特定業種においては車両保有台数に応じ裏面記載の別表3に該当する額を加算する

◆申請方法（提出書類等）

- ・補助金交付申請書（本別町役場企画振興課または本別町商工会にあります）
- ・令和4年9月以前で直近の確定申告書及び決算書（個人事業主については青色申告決算書または収支内訳書）の写し
※営業年数が1年未満の事業者は、営業開始月～令和4年10月31日の売上台帳の写し
（年商については営業開始月～令和4年10月31日の売上÷営業月数×12により算出する）
- ・特定業種に該当する事業者は車両保有台数が確認できる資料（固定資産台帳等）

◆提出先 本別町商工会

申請受付期間

11月10日（木）～12月28日（水）

問い合わせ 本別町商工会 ☎22-2529

※裏面もご覧ください

■ 別表 1

補助事業対象業種一覧（日本標準産業分類より）

補助事業名	大分類	中分類	小分類
本別町商工事業者物価高騰等臨時特別支援事業	運輸業、郵便業	道路旅客運送業	一般乗用旅客自動車運送業
		道路貨物運送業	左に分類される業種
	卸売業、小売業	飲食料品卸売業	左に分類される業種
		建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	
		各種商品小売業	
		織物・衣服・身の回り小売業	
		飲食料品小売業	
		機械器具小売業	
		その他の小売業	
	学術研究、専門・技術サービス業	技術サービス業（他に分類されないもの）	写真業、土木建築サービス業
		専門サービス業（他に分類されないもの）	法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、行政書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所
	宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	左に分類される業種
		飲食店	
		持ち帰り・配達飲食サービス業	
	生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業	左に分類される業種
		その他の生活関連サービス業	冠婚葬祭業
		娯楽業	遊技場
教育、学習支援業	その他の教育、学習支援業	学習塾、教養・技能教授業	
情報通信業	情報サービス業	左に分類される業種	
医療、福祉	医療業	一般診療所、歯科診療所、療術業	
	社会保険・社会福祉・介護事業	老人福祉・介護事業、障害者福祉事業	

補助事業名	大分類	中分類	小分類
本別町商工事業者物価高騰等臨時特別支援事業	製造業	食料品製造業	左に分類される業種
		木材・木製品製造業（家具を除く）	
		印刷・同関連事業	
		窯業・土石製品製造業	
		金属製品製造業	
	サービス業（他に分類されないもの）	廃棄物処理業	左に分類される業種
		自動車整備業	
	鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業、採石業、砂利採取業	左に分類される業種
	建設業	総合工事業	左に分類される業種
		職別工事業（設備工事業を除く）	
		設備工事業	

特定業種

大分類	小分類
運輸業、郵便業	一般乗用旅客自動車運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業

※上記以外の商工業者についてはお問合せください。

■ 別表 2

売上規模	小分類		
	1,000万円未満	1,000万円以上	5,000万円以上
補助金額	5万円	10万円	15万円

■ 別表 3

台数	小分類				
	1～4台	5～9台	10～14台	15～20台	20台以上
加算額	2万円	4万円	6万円	8万円	10万円